

さくら市農業委員会総会議事録（平成27年8月定例総会）

1. 開催日時 平成27年8月25日（火）午後2時00分から午後3時5分

2. 開催場所 さくら市役所第2庁舎第1・2会議室

3. 出席委員（29人）

会長職務代理者	30番	山崎 國一
委員	1番	薄井千恵子
	2番	小菅 和彦
	3番	中山 隆
	5番	齋藤 敏一
	6番	平山 光邦
	7番	野上 春夫
	8番	田代 純一
	9番	齋藤 克之
	10番	鈴木 有一
	11番	小竹 勝
	12番	肥後 太一
	13番	石塚 信行
	14番	手塚 栄一
	15番	舟本 幸美
	16番	門前 義夫
	17番	大塚 明美
	18番	渡辺 一郎
	19番	大森 勝雄
	20番	谷田 年美
	21番	宍戸 孝男
	22番	手塚 靖博
	23番	池田 一孔
	24番	落合千枝子
	26番	福田 正和
	27番	佐藤 利通
	28番	石田多美子
	29番	小林 功
	31番	大木 忠一

4. 欠席委員（1人）

25番 田代 修一

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 1号 非農地証明願について

議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6号 耕作放棄地の非農地通知書交付について

第3 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 碓氷 正一

農地調整係長 野崎 憲作

主査 柴山 雅子

8. 会議の概要

事務局	碓氷	定刻になりました。出席委員29名、欠席委員は25番 田代修一委員の1名であり、定足数に達しており総会は成立いたしますので、山崎会長職務代理よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長職務代理	山崎	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>本日は、田代会長が所用により欠席となっておりますので、代理として進行を務めさせていただきますので、スムーズな進行・審議をよろしくお願ひいたします。</p> <p>みなさまもご承知のように大風15号の影響を心配しておりましたが、九州から日本海に抜けまして関東地方には影響がないだろうということでひと安心しております。今年は夏の間にも連れ立った台風が発生しまして、来るまではかなりやきもきしていましたが、しかしながら我々の職業は、取り入れして販売するまでわかりませんので、気を引き締めてこれからの取り入れの秋に向けて頑張っていたきたいと思います。簡単ではありますが、開会に当たりましてのあいさつに代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただいまからさくら市農業委員会8月定例総会を開催いたします。</p>

事務局	碓氷	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、「会長が議長となり、議事を整理する。」とありますが、本日は会長が欠席のため会長職務代理に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	山崎	<p>それでは、会議に先立ちまして本日午前10時より書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
15番	舟本	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、議案第4号が2件の合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	山崎	<p>次に第2調査会委員長の報告を求めます。</p>
14番	手塚	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第1号が1件、第4号が5件の合計6件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	山崎	<p>次に第3調査会委員長の報告を求めます。</p>
18番	渡辺	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第3号が1件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	山崎	<p>次に第4調査会委員長の報告を求めます。</p>
3番	中山	<p>本日午前10時より全員出席のもと書類審査及び現地調査を行いました。案件としては議案第2号が1件、第6号が1件の合計2件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がございますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	山崎	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。</p> <p>1番の薄井千恵子委員、2番の小菅和彦委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「非農地証明願いについて」を議題に供し、番号1番につい</p>

		て事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号1番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	山崎	担当委員の説明をお願いします。
26番	福田	案内図1-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容につきましては、ただいま事務局が説明したとおりであり、問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	山崎	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号1番について承認される方、挙手をお願いします。
		【全員挙手】
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第1号番号1番は原案どおり承認されました。 続きまして、議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第1号番号2番について、朗読して説明する。 なお、非農地証明交付要領の「人為的な転用行為が行われてから20年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。
議長	山崎	担当委員の説明をお願いします。
14番	手塚	案内図1-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 内容につきましては、ただいま事務局が説明したとおりであり、問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	山崎	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第1号番号2番は原案どおり承認されました。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第2号番号1番について、朗読して説明する。 なお、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。
議長	山崎	担当委員の説明を求めます。
17番	大塚	譲受人〇〇さんは現在、〇〇郵便局に勤めておりますが、あと2ヶ月位で退職する予定であります。その後は農地を拡大して、農業に専念するという事で申請されたものであります。 問題はないと考えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	山崎	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第2号番号1番について、承認される方の挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第2号番号1番は原案どおり承認されました。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第3号番号1番について、朗読して説明する。 なお、農地区分は農地の集团的広がり約2.8haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、条件不利地で継続的

		な農業上の利用が困難であることから、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	山崎	担当委員の説明をお願いします。
7番	野上	案内図3-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) <p>申請地の周囲は畑、山林、道路に囲まれた土地です。申請地は自宅より遠く条件が悪い土地でもあるので、申請地にクヌギを植林し、山林として管理したいということから今回の申請になったものです。この件については申請者が農地法の許可を得ずに植林を行ってしまったということで、始末書が添付されており、また隣接者の同意も得ております。本日現地調査においても問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	山崎	それでは質疑に入ります。 <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	山崎	異議なしの声以外ないので採決に入ります。 <p>議案第3号番号1番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第3号番号1番は原案どおり承認されました。 <p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供し、番号1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	議案第4号番号1番について、朗読して説明する。 <p>なお、農地区は、農地の集团的広がり約6.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、住宅で集落に接続して設置されるものですので代替性の確認は不要であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	山崎	担当委員の説明を求めます。
22番	手塚	案内図4-1をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) <p>申請地の北側が宅地と畑、東側は宅地、南側・西側は道路に囲まれた土地であります。本申請は、株式会社〇〇が売買により土地を取得して建売</p>

分譲住宅敷地に転用する案件であります。株式会社〇〇は不動産業者として、長く地元で事業を行っている企業であります。申請地は、上下水道が整備されており、国道4号線も近く、交通の利便性もよく、また小中学校等の公共施設なども近いことから、住宅地として最適地と考え、今回の申請に至ったものです。土地利用計画としては、申請地の間を抜けている道路の北側に2宅地、南側に8宅地の計10宅地を予定しております。取水排水は、市の上下水道に接続する計画になっております。雨水については、南側の土地に6m道路を作り、4区画を接道し、専用の浸透槽を設けます。ほかの6区画は敷地内浸透となります。資金計画については、総事業費1億7,800万円はすべて銀行融資を受けて事業を行うことになっております。周辺農地への影響ですが、調査会において現地を確認しましたが問題はないと見てまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 山崎 それでは質疑に入ります。

【異議なしの声あり】

議長 山崎 異議なしの声以外ないので、採決に入ります。
議案第4番号1番について承認される方の挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 山崎 全員挙手ですので、議案第4番号1番は原案通り決定いたしました。
続きまして、議案第4号番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 柴山 議案第4号2番について朗読して説明する。
なお、農地区分は農地の集团的広がり10ha以上の農地ですので第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。

議長 山崎 担当委員の説明をお願いします。

15番 舟本 案内図4-2をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)
申請地の東側が道路、南側が水路、北側が更地、西側が畑に囲まれた土地であります。本申請は、譲受人が売買により一般住宅に転用する案件です。転用行為の必要性と土地利用計画、申請者は両親、自分たち夫婦、子供夫婦、孫と一緒に生活していますが、現在の家が手狭なことや家族が増

		<p>えることもあり、以前より住宅を建築したいと考えておりましたが、既存の住宅の北側が崖であり、災害のことを考えて現在地での建築を断念せざるを得ません。申請地につきましては、住環境に恵まれた土地であります。今回土地所有者から土地を譲り受けることができたため、申請に至ったものです。土地利用計画につきましては、一般住宅と駐車場といたします。給水は公共上水道に接続し、雑排水は合併浄化槽から敷地内浸透とする計画であります。雨水は敷地内自然浸透といたします。資金計画、事業資金2,250万円は自己資金で賄うということで、残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、本日調査会において申請の内容を確認したうえで、現地調査を行いました。問題はないと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	山崎	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	山崎	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4番号2番について承認される方の挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	山崎	<p>全員挙手ですので、議案第4番号2番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第4番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号3番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、都市計画法に基づく用途地域の指定を受けていますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	山崎	<p>担当委員の説明を願います。</p>
14番	手塚	<p>案内図4-3をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 本申請は、譲受人株式会社〇〇が売買により、宅地分譲敷地として転用する案件であります。転用行為の必要性、氏家駅を利用しての通勤通学圏内、また車による宇都宮市内などへの通勤圏内として需要が見込まれるため、宅地分譲を計画したものです。土地の選定理由、申請地は、都市計画法上の用途区域内の農地であり、さくら市の市街地にも近く、宅地として有効に利用できる場所であると考えて選定したものです。土地利用計画、</p>

		<p>事業面積 2,586 m²で9宅地を分譲計画とします。資金計画、事業費 50,400 万円はすべて自己資金で賄うということで残高証明書が添付されております。取水は市水道、汚水・雑排水は下水に接続し、雨水は浸透槽を設けて敷地内処理といたします。周辺には農地がないため、影響は無いものと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	山崎	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	山崎	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号3番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	山崎	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号3番は原案通り承認されました。 続きまして、議案第4号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	柴山	<p>議案第4号4番について朗読して説明する。 なお、農地区分は農地の集团的広がり約1.4haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p>
議長	山崎	<p>担当委員の説明を願います。</p>
8番	田代	<p>案内図4-4をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は東側が道路、西側が宅地、南側が道路、北側が畑と宅地であります。本申請は株式会社〇〇が、賃貸借により太陽光発電設備として転用する案件であります。申請地は昭和56年に相続により取得した土地であり、譲渡人も宇都宮市に居住しているために農地としての利用が難しいことから、夫ともに経営している株式会社〇〇が賃貸借により太陽光発電設備として有効利用するものです。計画によりますと申請地に太陽光パネル250枚を設置し、最大出力49.5kw、年間発電量65,580kwhを確保するものです。雨水については敷地内自然浸透とします。取水・排水はありません。資金計画につきましては、事業費2,000万円は自己資金で賄うということで残高証明書が添付されております。周辺農地への影響ですが、調査会において書類審査及び現地調査を行いました。問題は無いと判断して</p>

		おります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
議長	山崎	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号4番について承認される方、挙手を願ひます。 【全員挙手】
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第4号番号4番は、原案通り承認されました。 続きまして、議案第4号番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号5番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内にありますので、第3種農地と判断し、 申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	山崎	担当委員の説明を願ひます。
29番	小林	案内図4-5をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲受人は平成 8年にさくら市に有限会社〇〇を設立しました。平成23年に現住所に自 宅を新築した際に会社本店も同住所に移転しました。住宅地のため、駐車 スペースが確保できず苦慮しているため、近隣に土地を求め、来客用駐車 場、従業員駐車場等として本店敷地と併せて一体的かつ効率的に利用した いということです。資金計画としましては、事業費1,330万円は自己資金 で賄うということで残高証明書が添付されております。ご審議のほどよろ しくお願ひいたします。
議長	山崎	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号5番について承認される方、挙手を願ひます。 【全員挙手】

議長	山崎	全員挙手ですので、議案第4号番号5番は、原案通り承認されました。続きまして、議案第4号番号6番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号6番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	山崎	担当委員の説明をお願いします。
29番	小林	案内図4-6をご覧ください。(申請地の場所を説明する。) 申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内にあります。譲受人は妻と2人暮らしで、現在さくら市内のアパートに住んでおりますが、仕事や生活も安定してきたので持ち家を建築したいと考えていたということで、今回の申請に至ったものです。取水排水はさくら市上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透とします。資金計画としては、事業費2,706万円については融資見込み証明書と残高証明書が添付されております。土地区画整理事業地内のため、周辺への影響はありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議長	山崎	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第4号番号6番について承認される方、挙手を願います。 【全員挙手】
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第4号番号6番は、原案通り承認されました。続きまして、議案第4号番号7番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山	議案第4号7番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、区画整理地内にありますので、第3種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。
議長	山崎	担当委員の説明をお願いします。

29番	小林	<p>案内図4-7をご覧ください。(申請地の場所を説明する。)</p> <p>申請地は上阿久津台地土地区画整理事業地内であります。申請人は現在、さくら市櫻野に住んでおります。父親が薬局経営のほか複数のアパートを所有し事業を行っております。その影響からか申請者もアパート経営を行いたいということから今回の申請に至ったものです。計画としましては、8戸1棟のアパート及び13台分の駐車場を計画しております。資金総額が8,000万円で夫からの融資証明書が添付されており、また夫の残高証明書も添付されております。周辺には農地がないため影響はありません。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	山崎	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	山崎	<p>異議なしの声以外ないので、採決に入ります。</p> <p>議案第4号番号7番について承認される方、挙手を願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	山崎	<p>全員挙手ですので、議案第4号番号7番は、原案通り承認されました。</p> <p>議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	野崎	<p>この議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき市が定める農用地利用集積計画となります。</p> <p>第18条第1項に市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されておりますので今回の議案となっております。</p> <p>平成27年度第5号 公告予定年月日は平成27年8月31日です。</p> <p>計画の内容としては、利用権設定については、再設定6件、面積7,194㎡、新規2件、面積17,247㎡、合計8件、面積24,441㎡です。</p> <p>(利用権新規設定分を朗読して説明)</p> <p>続きまして、所有権の移転について説明させていただきます。</p> <p>栃木県農業振興公社からの買受けが2件となっております。</p> <p>(所有権移転分を朗読して説明)</p> <p>なお、1番の土地は、馬場、2番の土地は、松山新田となっております。</p>
議長	山崎	<p>それでは質疑に入ります。</p>

6 番	平山	わかる範囲で結構ですが、株式会社〇〇の概要を説明願いたい。
	(暫 時 休憩)	(1 4 : 5 5 ~ 1 5 : 0 0)
事務局	野崎	以前は〇〇という名前でありましたが、名称を変更したものです。
6 番	平山	了解しました。
議長	山崎	その他にございますか。
		ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号について承認される方、挙手を願います。
		【全員挙手】
議長	山崎	全員挙手ですので、議案第 5 号は、原案通り承認されました。 議案第 6 号「耕作放棄地の非農地通知書交付について」を議題に供し、 番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	柴山 野崎	議案第 6 号番号 1 番について朗読して説明する。 土地の状況について説明させていただきます。(プロジェクターを使用 し、航空写真、現場写真により現況について説明する。) 農振白地で、土地改良は未実施です。平成 2 6 年 1 0 月 2 日に大塚委員 と事務局で現地調査を行いました。
議長	山崎	担当委員の説明を求めます。
1 7 番	大塚	ただいまの事務局の説明どおりであります。このような状況ですのでみ なさまのご審議のほどよろしく願います。
議長	山崎	それでは質疑には入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	山崎	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第 6 号番号 1 番について承認される方、挙手を願います。

議長

山崎

【全員挙手】

全員挙手ですので、議案第6号番号1番は原案どおり承認されました。
報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、報告
第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」はお目通
し願います。

本日の議題はすべて終了しました。

以上を持ちまして、さくら市農業委員会8月定例総会を閉会いたしま
す。大変ご苦勞様でした。

(午後3時05分閉会)